

## 自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付要綱

昭和62年8月 3日 地技第181号  
平成20年3月24日 国自技第274号  
平成21年2月20日 国自技第262号

### (総則)

第1条 自動車基準・認証制度国際化対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、自動車に係る国際摩擦の解消及び検査業務の合理化の観点から、自動車の安全・環境の基準及び認証制度に係る情報収集、調査研究及び広報普及に資する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、自動車に係る基準の国際調和及び認証の相互承認の促進を図ることを目的とする。

### (交付の対象等)

第3条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付申請手続)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）」を大臣に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めたときは、予算の範囲内において、交付決定を行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

3 大臣は、第1項の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を第2号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

### (交付決定の変更の申請)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更（次

項に掲げる軽微な変更を除く。) しようとするときは、あらかじめ第3号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定変更申請書(以下「交付決定変更申請書」という。)」を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 補助対象事業の内容の変更にあっては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの。

(2) 補助対象経費の配分の変更にあっては、経費の中の費目相互間における流用であつて、そのいずれか少ない費目の額の20%以内の変更

#### (交付決定の変更及び通知)

第7条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第4号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、第5号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

#### (補助対象事業者の変更届出)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があった場合は、第6号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金補助対象事業者の変更届出書」を遅滞なく大臣に提出しなければならない。

#### (補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第7号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金補助対象事業の中止(廃止)承認申請書」を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

#### (交付決定の取り消し及び返還命令)

第11条 大臣は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の处分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の

日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があつたときは、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けた時は、その日から起算して1か月以内又はその翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、第8号様式による「補助対象事業完了実績報告書（以下「完了実績報告書」という。）」を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があつたときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（変更の承認を受けたときは、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第9号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払請求)

第15条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第10号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金支払請求書」を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が必要と認めた場合は、補助金の一部について概算払いの請求をすることができる。

(補助事業に関する書類の保存)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定め

る機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助対象事業者は、適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める期間とし、その期間を経過するまでは大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の財産処分制限期間が経過するまでの間に財産の処分をしようとするときは、あらかじめ第 11 号様式による「自動車基準・認証制度国際化対策費補助金事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出して承認を受けなければならない。

4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

#### （提出部数）

第 18 条 この要綱に定める申請書、その他の書類の提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

#### 附則

- 1 この要綱は、昭和 62 年度の補助金から適用する。
- 2 昭和 62 年度の補助金の申請については、要綱第 4 条の規定に係らず、昭和 62 年 8 月 31 日までに運輸大臣に提出するものとする。

#### 附則（平成 20 年 3 月 24 日国自技第 274 号）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則（平成 21 年 2 月 20 日国自技第 262 号）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

別表

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助対象経費及び補助率

補 助 対 象 経 費	補 助 率
国際会議等動向調査研究費	2／3 (定額)
自動車の国際化推進に係る調査研究及び広報普及費	2／3 (定額)

注) 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を申請書に添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、第12号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

第1号様式（第4条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者名 印

平成 年度 自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付申請書

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助対象事業の名称
2. 補助対象事業の内容
3. 補助対象経費 金 円
4. 補助金交付申請額 金 円
5. 添付書類
  - (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
  - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
  - (3) 当該補助対象事業に関する收支予算書
  - (4) その他補助金交付に関し参考となる書類

第2号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣  
○ ○ ○ ○ 印

平成 年度 自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付申請のあった平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該補助対象経費が変更された場合における補助金の額が変更されたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円	（内訳別紙）
補助金の額	金	円	

- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付要綱（平成21年 月 日国自技第 号）に従わなければならない。

第2号様式 別紙

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定事業（内訳）

補助対象事業者名

補助対象事業の名称

(単位:円)

補助対象事業の着手 及び完了予定日	個別事業名	補助対象経費	補助金額
平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日			
合 計			

第3号様式（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車基準・認証国際化対策費補助金に係る補助対象事業の（事業の内容・経費の配分）を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年第179号）第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（新旧対照表）
4. その他参考となる書類

第4号様式（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣

○ ○ ○ ○ 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の変更申請のあった標記  
補助金にかかる交付決定を別紙のとおり変更したので、自動車基準・認証制度国際化  
対策費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知する。

第4号様式 別紙

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付決定事業（変更後）

補助対象事業者名

補助対象事業の名称

(単位:円)

補助対象事業の着手 及び完了予定日	個別事業名	補助対象経費	補助金額
平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日			
合 計			

(注：下線部が変更部分)

第5号様式（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金に係る補助金対象事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

1. 補助金の額
2. 交付申請年月日
3. 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
4. 取下理由

第6号様式（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金補助対象事業者の変更届出書

標記について、自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり変更があつたのでお届けします。

記

1. 変更事項

新	旧

2. 変更した年月日

平成 年 月 日 変更

第7号様式（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策事業費補助金補助対象事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金に係る補助対象事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条の規定に基づき、下記の理由により（中止・廃止）したいので申請します。

記

1. 補助事業の中止（廃止）時期
2. 中止（廃止）する事業の内容
3. 補助事業中止（廃止）理由
4. その他参考となる書類

第8号様式（第13条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金補助対象事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）の通知のあった平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金に係る補助対象事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (別紙) 補助対象事業完了実績表
2. 完了した補助対象事業の概要
3. その他参考となる事項

第8号様式 別紙

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名

(単位:円)

個別象事業の名称	補助対象 経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	差額 (B) - (C)	補助金 未受領額	備考
合 計						

第9号様式（第14条関係）

第 号  
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣  
○ ○ ○ ○ 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって完了実績報告のあった平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知する。

記

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金 確定補助金額

(単位:円)

補助対象事業者名	補助対象事業の名称	実施額	補助金額

第10号様式（第15条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のあった平成 年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金については、自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助対象事業の名称

2. 請求額 金 円

3. 振込先

※注 概算払いの場合については、表題の「請求書」の前に「概算払」の文字を入れ、文中の「額の確定」を「交付決定」に変更すること。

第11号様式（第17条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

自動車基準・認証制度国際化対策費補助金事業財産処分等承認申請書

自動車基準・認証制度国際化対策費補助金により平成 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）をしたいので、自動車基準・認証制度国際化対策費補助金交付要綱第19条第3項の規定により申請します。

1. 補助対象事業の名称

2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）をしようとする財産等

(単位：円)

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第12号様式（別表関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 印

平成 年度消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった平成  
年度自動車基準・認証制度国際化対策費補助金に係る補助対象事業の消費税について、  
次のとおり報告します。

記

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第15条の通知による確定額）       | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税相当額                 | 円 |
| 3. 2. のうち仕入控除の対象にならなかった額          | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2. の額から3. の額を差し引いたもの） | 円 |

注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。

